

一般社団法人日本 AGG 連盟 JFAGG

謝金規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本 AGG 連盟 JFAGG（以下、本会）の事業に伴う謝金の支払いについて必要な事項を定める。

(謝金の種類)

第 2 条 謝金は、その内容に応じて次の各号に分類する。

- (1) 本会が主催する競技会の運営等における謝金（以下、競技会役員・審判員謝金）
- (2) 本会が主催する講習会等における謝金（以下、講師謝金）
- (3) 本会の事業に関する資料等の翻訳にかかる謝金（以下、翻訳謝金）
- (4) その他、本会が認める事業等に伴う謝金

(謝金の単価)

第 3 条 謝金の単価は、第 2 条に掲げる謝金の種類に応じ、別表 1 に定める額により支払う。

(謝金の支払い)

第 4 条 謝金の支払いは、事項完了後に対象者が指定する金融機関の口座へ振込む方法により支払う。ただし、口座への振込みによることができない場合は他の方法により支払うことができる。

- 2 謝金の支払いに当たっては、本会は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 前項にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収を行わない。

第2章 補則

(謝金の調整)

第5条 代表理事は、謝金の支払い目的の性質上または事情その他の特別な事情により、この規程による謝金の支払いが妥当でないと認めるときは、これを減額または増額することができる。

2 各種助成金等を伴う事業に関する謝金の支払いは、その要領に従う。

(委任)

第6条 この規程に定めるほかこの規程の実施に関し、必要な事項は代表理事が定める。

(本規程の改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

ここに記する JFAGG 謝金規程は、2022 年 9 月 1 日より施行とする

【別表1】

一般社団法人日本 AGG 連盟 JFAGG 謝金単価表

番号	種類	標準単価（税込）	内容
1	競技会役員・ 審判員謝金	役員・審判員： 開催日1日につき2,000円	・本会主催競技会の運営等役員及び審判員を委嘱し支払う謝礼
		補助役員： 開催日1日につき1,000円	
2	講師謝金	講師区分A*： 1時間につき10,000円（上限1日につき50,000円）	・本会主催講習会等の講師及びその助手を委嘱し支払う謝礼 ・特に顕著な実績を有する講師を招聘する場合の謝金は、代表理事がその都度定める
		講師区分B*： 1時間につき6,000円（上限1日につき30,000円）	
		助手*： 1時間につき2,000円（上限1日につき10,000円）	
3	翻訳謝金	A4サイズ1枚または同等の文字量につき3,000円（上限1資料等につき100,000円）	・本会事業に関する資料等の翻訳作業を委嘱し支払う謝礼 ・特に高度な翻訳作業を専門業者等に依頼する場合は、代表理事がその都度定める
4	その他の謝金	当該事項の一般的な単価を踏まえて、代表理事がその都度定める	・1-3に該当しない謝礼

* 講師区分は【別表2】のとおり

【別表2】

一般社団法人日本 AGG 連盟 JFAGG 講師区分表

講師 区分	分野別職位及び学位等				備考
	AGG 審判員	教育機関	民間企業 行政機関	学位	
講師 A	国際レベル 1	教授級以上	部長級以上	修士以上	・ 左記の何れかに該当すること
講師 B	国際レベル 3 以上	講師級以上	主任級以上	専門士以上	
助手	(講師の指示で当該分野の実技等に対応する)				